

令和6年2月5日

令和5年度第2回奄美市総合教育会議資料（不登校関係）

奄美市教育委員会

I 令和5年度の不登校児童生徒の現状

1 不登校の定義

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち病気や経済的理由による者を除いたもの。（「教育機会確保法」より）

2 不登校の現状

長期欠席者数と不登校者数（令和5年12月現在）

<人>

| | 30日以上長期欠席者数 | 不登校者数 |
|-----|-------------|-------|
| 小学校 | 63 | 23 |
| 中学校 | 88 | 82 |
| 合計 | 151 | 105 |

II 奄美市の不登校対策

1 ふれあい教室

(1) 現状（令和5年12月現在）

<人>

| | 小学校 | 中学校 | 計 |
|-----|-----|-----|----|
| 通室生 | 8 | 7 | 15 |

(2) 指導体制

ふれあい教室コーディネーター1人（常勤：男性）とふれあい教室相談員1人（常勤：女性）が、平日の午前9時から午後3時まで教室を開設し、通室生の学習状況や健康状況等に応じて指導している。

(3) 学習内容

教科学習、習字、創作活動、散策、読書（図書館利用）等

(4) 学校との連携

毎月、ふれあい教室への来室日数や活動状況、指導連絡事項を通室報告書にまとめ、各学校へ報告している。

(5) 広報・周知の方法

年度初めに、ふれあい教室の案内を各校に配付し、広報している。また、奄美市の学校管理職研修会でふれあい教室の紹介や現在の状況等を報告して周知している。

2 ICTの活用

(1) 学校の活用例

ア タブレット端末を児童生徒に貸し出し、オンライン授業を行っている。

イ オンライン会議アプリ（Teams）を活用して、板書を撮影した画像を送り、教師と不登校児童生徒がコミュニケーションをとっている。

ウ AIドリルや課題の解説動画を用いて、個々の状況に応じた学習に取り組めるようにしている。

(2) ふれあい教室での活用例

- ア 通室する児童生徒用にタブレット端末を8台貸し出している。出席の多い5名の児童生徒は、積極的に活用している。
- イ AIドリルによる学習や実験動画での学習、工作の仕方の動画視聴や調べ学習等をしている。

III フリースクールの実態

1 フリースクールとは

一般的に、不登校の子供に対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設を言う。その施設や活動内容は多種多様であり、民間の自主性・主体性の下に設置・運営されている。（「フリースクール・不登校に対する取組」：文部科学省より）

2 NPO法人フリースクールMINE

(1) ねらい

不登校児童生徒の主体性を育み、サポートを行うことをねらいとしている。

(2) 事務所及び活動の場

- ア 事務所 奄美市名瀬伊津部町 20-1 四季ビル1階
- イ 現在の活動場所 奄美市名瀬大字伊津部勝 172

(3) 対象者及び利用者数

不登校児童生徒、通信制高校の生徒が対象で現在、小学生8人、中学生7人、計15人（奄美市児童生徒は、小学生8人、中学生6人、計14人）が利用している。

(4) 活動内容

- ア 現在の活動場所では、毎週月曜日の9:00~15:00に基本、児童生徒が自分でやりたいことを決めて自分のペースや状況に応じて活動する。活動内容は、個々に応じた学習支援（イーボードやタブレット教材を活用）、ワークショップや体験活動、読書や昼食づくり等である。
- イ 令和6年3月20日から火~木曜日、土曜日の10:00~18:00に10歳から18歳の児童生徒（不登校児童生徒を含む）を対象に最新のデジタル技術を活用したものづくりを行う子供の居場所（デジタルベースMINE）を開設予定である。

(5) 学校との連携

フリースクールMINEから保護者に、毎月通った日数や学習の様子を記録した報告書を渡している。保護者はそれを確認した後、学校にその報告書を渡す。

(6) 活動費

月額1万円徴収している。